

# 浄化槽工事業登録等の手引き

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課  
建設業・不動産業室

令和8年4月

# 1 浄化槽工事業登録制度のあらまし

## 1 はじめに

浄化槽工事業者については、①業登録が必要な「浄化槽工事業登録」と、②届出で業務が行える「特例浄化槽工事業者の届出」の2種類があります。

## 2 登録制度の意義

浄化槽工事業とは、浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする浄化槽工事を行う事業を言います。浄化槽工事を含め建設工事を請け負う場合には建設業法に基づく許可を取得しなければなりません。しかしながら、建設業法では請負代金の額が500万円未満の工事（ただし、建築一式工事にあつては1,500万円未満の工事）のみを請け負う場合には適用除外となっており、許可が不要です。

浄化槽工事は一般には比較的小規模であるため、これらの工事を行う浄化槽工事業者は建設業法の許可の対象から外れている場合があります。

このため、浄化槽法によりこれらの**浄化槽工事業を行う者に対し都道府県知事への登録を義務づけ**、行政庁が実態を把握するとともに、必要な指導監督を行うこととしているものです。

さらに、同法では浄化槽工事の適正な施工の確保を図るため浄化槽設備士の制度を設け、営業所及び浄化槽工事現場に浄化槽設備士を置かなければならないこととするとともに、浄化槽設備士の営業所への設置を登録の際の要件としております。

以上のように、浄化槽工事業を営もうとする者は、原則として都道府県知事の登録を受けなければならないわけですが、ただ**建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（以下「特例浄化槽工事業者」という。）**については登録を不要とし、単なる届出で足りるとされています。（「3 特例浄化槽工事業者の届出」参照）したがって、建設業法上の許可を受けていない者あるいは建設業法上の許可は受けているが土木工事業、建築工事業及び管工事業以外の許可しか受けていない建設業者が浄化槽工事業を営もうとする場合に、浄化槽法に基づき都道府県知事の登録を受けなければならないこととなります。

これは、建設業法上の許可を受けている建設業者は許可の審査により施工能力等のチェックを既に受けており、また許可行政庁の監督を受けていることから改めて登録を行わせるということは二重の義務を課すことになるため、登録に代えて都道府県知事への届出で足りるとされたものです。

### 3 登録（届出）を受けるべき行政庁

浄化槽工事業の登録を受けなければならない都道府県知事とは、「浄化槽工事業を行おうとする区域を所管する都道府県知事」であるとされています（浄化槽法（以下「法」という。）第21条第1項）。したがって、営業所の有無とはかかわりなく、実際に浄化槽工事を行おうとする都道府県の知事の登録を受けなければなりません。例えば、営業所は岐阜県内にしかないが、近隣の愛知県や三重県でも浄化槽工事を受注し、施工しているような浄化槽工事業者であれば、岐阜県知事、愛知県知事及び三重県知事の登録を受けておかなければなりません。提出先については、浄化槽法施行細則で別表1のとおり規定されています。なお、「特例浄化槽工事業者」についても実際に浄化槽工事を行おうとする都道府県の知事への届出が必要です。

### 4 登録の有効期間

登録の有効期間は5年とされていますが（法第21条第2項）、この期間の算定は、新規の登録にあっては登録をした翌日から起算して5年間であり、したがって5年目の登録をした日に対応する日をもって満了することとなります。この場合、当該期間の末日が日曜等の休日であっても、その日をもって満了することとなりますので注意が必要です。

また、5年を超えて引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合には、十分な審査を有効期間内に行えるよう期間が満了する日の30日前（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「登録規則」という。）第1条）までに、最初の登録を受けた時と同じ手続により更新の登録の申請をしなければならず、手続を怠れば期間満了とともにその効力を失い、引き続いて営業することができなくなります（法第21条第3項）。なお、更新の登録の場合における登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間となっています（法第21条第5項）。

### 5 登録を受けるための手続

登録申請に必要な書類は、別表2に掲げるとおり、登録申請書と添付書類とからなっています（法第22条、登録規則第2条、第3条）。

### 6 登録申請手数料

浄化槽工事業者の登録にかかる手数料については、愛知県手数料条例で新規登録が35,000円、更新登録が27,000円となっています。なお、特例浄化槽工事業者の届出については、手数料は必要ありません。

## 7 登録を受けた業者が建設業法上の許可を取得した場合の手続

登録制度の意義で述べたとおり、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた建設業者が浄化槽工事業営む場合は、単なる届出で足りることとされており、

このため、登録業者がこの許可を受けた場合は、浄化槽工事業の登録の効力を失うこととされており、（法第33条第4項）。

この場合、その業者が引き続き浄化槽工事業営む場合は遅滞なく特例浄化槽工事業者の届出をしなければなりません。

## 8 営業所に設置された浄化槽設備士について

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士（浄化槽法に基づき浄化槽設備士免状の交付を受けている者）を置かなければなりません。

営業所に設置された浄化槽設備士については、営業所に常駐・専任することは求められておらず、同一の浄化槽設備士を複数営業所（他の浄化槽工事業者の営業所は含まない）に置くこと及び当該営業所を離れて各浄化槽工事の監督を行うことは可能です。

また、テレワーク（WEB会議システム、メール等のデジタル技術の活用により、営業所で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）により営業所における職務に従事することも可能です。

\*営業所に設置された浄化槽設備士は、各浄化槽工事に関し直接的な責任を負うため、緊急時には浄化槽工事の現場での対応が求められることも想定されます。このため、浄化槽設備士がテレワークを行おうとする場所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な場合については、当該浄化槽設備士は営業所に設置されていないものとして取り扱います。

別表 1

## 浄化槽工事業及び特例浄化槽工事業の書類の提出先

浄化槽工事業及び特例浄化槽工事業の主たる営業所の所在する地域	場 所	電話番号
名古屋市又は他の都道府県の区域	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 (自治センター2階)	052-954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、 長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 尾張建設事務所 (三の丸庁舎5階)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市及び丹羽郡の区域	〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 一宮建設事務所	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、 あま市及び海部郡の区域	〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4 海部建設事務所 (海部総合庁舎6階)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市及び知多郡の区域	〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1 知多建設事務所	0569-21-3233
岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 西三河建設事務所 (西三河総合庁舎6階)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び 高浜市の区域	〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4 知立建設事務所	0566-82-3114
豊田市及びみよし市の区域	〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8 豊田加茂建設事務所	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1 新城設楽建設事務所	0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び 田原市の区域	〒440-0801 豊橋市今橋町6 東三河建設事務所	0532-52-1312

## 登録申請書と添付書類

区分	様式番号	書類の種類	要 否		備 考
			法人	個人	
登録申請書	様式第 1 号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	表面と裏面があります。
添付書類	様式第 2 号	誓約書	○	○	申請者が法人である時はその代表者が、個人であるときは申請者が誓約します。営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）を含みます。
	様式第 3 号	工事業登録申請者の調書	○	○	法人にあつては役員全員(注)の調書、個人にあつては本人について作成します。営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）を含みます。
	様式第 4 号	浄化槽設備士の調書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（全員）。
		浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（全員）。
		浄化槽設備士の住民票【申請日より 3 ヶ月以内】	○	○	マイナンバーの記載されていないもの。 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を受けることができる場合は住民票は不要です※。
	工事業登録申請者の住民票【申請日より 3 ヶ月以内】		○	マイナンバーの記載されていないもの。 個人のみ。営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）を含みます。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を受けることができる場合は住民票は不要です※。	
	履歴事項全部証明書【申請日より 3 ヶ月以内】	○		法人のみ。	

※外国籍の方は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認ができる場合であっても、国籍記載の住民票を必ず添付してください。

(注) 法人における工事業者登録申請者の調書で「役員全員」とは、株式会社・特例有限会社：代表取締役、取締役及び執行役  
持分会社（合資会社・合名会社・合同会社）：業務を執行する社員  
協同、協業、企業組合：理事

「相談役」「顧問」「株主等」を含みます。

なお、執行役員は、業務を執行する社員ではないので注意してください。

## 2 浄化槽工事業登録

### (1) 新規登録（法第22条）

- ◆新規登録申請手数料 35,000円
- ◆必要書類は、別表2を参照してください。
- ◆申請書類をお預かりし（郵送可）、事前審査完了後に窓口にて手数料を納めていただきます。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。

### (2) 更新登録（法第22条）

- ◆更新登録申請手数料 27,000円
- ◆必要書類は、新規登録と同じ（別表2を参照してください）
- ◆有効期間満了の日前30日までに更新申請が必要です。
- ◆更新申請がない場合、登録が抹消されます。
- ◆申請書類をお預かりし（郵送可）、事前審査完了後に窓口にて手数料を納めていただきます。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。

### (3) 変更届（法第25条）

- ◆登録事項に変更が生じた場合は、変更の日から30日以内に届出が必要です。
- ◆変更届に要する費用は不要です。
- ◆必要書類は、別表3-1を参照してください。
- ◆郵送による受付が可能です。副本の返送に必要な額の切手を貼った返信用封筒等を同封してください。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。

### (4) 廃業等届出（法第26条）

- ◆法第26条の各号に該当する場合は、30日以内に届出が必要です。
- ◆廃業等届出に要する費用は不要です。
- ◆必要書類は、別表3-2を参照してください。
- ◆郵送による受付が可能です。副本の返送に必要な額の切手を貼った返信用封筒等を同封してください。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。

○各様式は愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のHP

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>) からダウンロードできます。

## 浄化槽工事業登録業者 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票【申請日より3ヶ月以内】※
○		名称	履歴事項全部証明書【申請日より3ヶ月以内】
	○	住所	住民票【申請日より3ヶ月以内】※
○		住所	履歴事項全部証明書【申請日より3ヶ月以内】
○		代表者の氏名	履歴事項全部証明書【申請日より3ヶ月以内】
	○	営業所の名称及び所在地	な し
○		営業所の名称及び所在地	登記の変更を必要とする場合には履歴事項全部証明書【申請日より3ヶ月以内】
○		役員の氏名	履歴事項全部証明書【申請日より3ヶ月以内】 新たに役員となる方がいる場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員の調書（様式第3号）を添付します。営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）を含みます。
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書 (3) 住民票【申請日より3ヶ月以内】※

※マイナンバーの記載されていないものを提出してください。  
ただし、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を受けることができる場合は住民票は不要です。  
外国籍の方は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認ができる場合であっても、国籍記載の住民票を必ず添付してください。

別表3-2

浄化槽工事業登録業者 廃業等の届出事項・届出人・添付書類・確認書類

●提出部数は正副各1部

届出事項	届出人	添付書類	確認書類
1 個人事業主が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等（相続関係がわかるもの）
2 法人が合併により消滅したとき	法人の元役員	登記事項証明書（合併により法人が消滅したことがわかるもの）	
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	次の書類のいずれか ○登記事項証明書等（破産したことがわかるもの） ○破産管財人の証明書（裁判所証明のものに限る）	
4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	清算人	登記事項証明書（法人が解散したことがわかるもの）	
5 浄化槽工事業を廃業したとき	個人事業主 法人の役員	<p>○法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（法人の役員であることが分かるもの）</li> <li>上記に加え本人確認資料として</li> <li>①登録通知書・登録申請書副本・変更届出書副本のいずれかの原本提示</li> <li>②①が提示できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の場合：事業所名が確認できる書類等（名刺、社員証など）</li> <li>個人の場合：事業主本人の運転免許証等身分が確認できるもの（原本又は写し）提示</li> </ul> </li> </ul>	

※登記事項証明書は、いずれも申請時3ヶ月以内のもの

### 3 特例浄化槽工事業者の届出

- ※ 建設業法の土木工事業、建築工事業、管工事業の許可を受けている者で、浄化槽工事業を営む方が対象となります。
- ※ 届出については、登録の場合と異なり有効期間というものはないので、一度届出をすれば改めて届出をする必要はありません。
- ※ ただし、建設業の許可と連動しているので、5年ごとに許可番号の変更の届出が必要になります。
- ※ 特例浄化槽に係る各種書類については届出であるため手数料（証紙）は不要です。

#### (1) 特例浄化槽工事業者届出（法第33条第3項）

- ◆必要書類
  - a 特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）
  - b 建設業法の許可を受けたことを証する書面（具体的には、建設業の許可通知書又は許可証明書の写し）
  - c 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（具体的には、浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し）
  - d 浄化槽設備士の調書（様式第4号）・・・全員分
  - e 浄化槽設備士の住民票【申請時3ヶ月以内、マイナンバーの記載されていないもの】※
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。
- ◆郵送による受付が可能です。副本の返送に必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を受けることができる場合は住民票は不要です。ただし、外国籍の方は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認ができる場合であっても、国籍記載の住民票を必ず添付してください。

## (2) 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出（法第33条第3項）

届出を行った後、別表4に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して特例浄化槽工事業者届出事項変更届書（様式第12号）を提出します。

- ◆必要書類は、別表4を参照してください。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。
- ◆郵送による受付が可能です。副本の返送に必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆愛知県電子申請・届出システムによる受付が可能です。

Web ページアドレス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi>) 「特例浄化槽」で検索

## (3) 廃業等届出（法第33条第3項）

- ◆廃業後30日以内に届出が必要です。
- ◆郵送による受付が可能です。副本の返送に必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆必要書類は以下のとおりです。
  - ・土木工事業、建築工事業もしくは管工事業の建設業許可を廃業した場合  
建設業許可の廃業届の写し
  - ・浄化槽工事業を廃業した場合  
別表3-2を参照してください。
- ◆提出部数は正副各1部。副本はすべて写しでも可とします。
- ◆廃業届の様式は、浄化槽工事業廃業等届出書と同じ様式を提出します。

○各様式は愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のHP

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>) からダウンロードできます。

別表 4

特例浄化槽工事業者 変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変 更 事 項	添付書類
	○	氏名又は名称及び住所	建設業許可の変更届の写し
○		名称及び住所	建設業許可の変更届の写し
○		代表者の氏名	建設業許可の変更届の写し
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1)業種 (2)許可番号 (3)許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面（具体的には許可通知書又は許可証明書の写し）
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	な し
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1)浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2)調書 (3)住民票【申請日より3ヶ月以内、マイナンバーの記載されていないもの】※

※住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供を受けられる場合は住民票は不要です。

ただし、外国籍の方は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認ができる場合であっても、国籍記載の住民票を必ず添付してください。

## 申請書等記載例



## 裏面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名	所 在 地 郵便番号 (    -    ) 電話番号 (    ) -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ホnten 本店	※複数の営業所があれば全て記入し、営業所と浄化槽設備士を対応させてください。  〇〇市〇〇町〇〇番地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 <b>052-123-4567</b>	〇〇 〇〇	<b>第85.....号</b>
〇〇エイキョウショ 〇〇営業所	△△市△△町△△番地 〒△△△-△△△△ <b>0532-45-6789</b>	△△ △△  ※フリガナを付してください。	<b>第85.....号</b>  ↑ 浄化槽設備士免状の番号 (免状の右上に記載)
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知事 (登 ) 第 号		登 録 番 号 知事 (登 ) 第 号	
<b>岐阜県知事 (登-〇) 第〇〇〇〇号</b>			
※他の都道府県知事において、既に受けている登録だけでなく、登録申請しようとしている都道府県があれば、この場合は、都道府県名のみを記入してください。			

## 備 考

1. ※印のある欄には、記載しないこと。
2. 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
3. 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
4. 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

## 誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 **名古屋市中区〇〇3-1-2**  
**〇〇〇〇株式会社**  
**代表取締役** 〇〇 〇〇

愛知県知事 殿

別記様式第3号（第3条関係）

工事業登録申請者

法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員

の調書

現住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号（052）-222-3456		
フリガナ氏名	フリガナ 〇〇〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
職名	代表取締役	最終学歴	〇〇大学〇〇学部卒業
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※法人の場合も個人名を記入します。 氏名 〇〇〇〇			

備考

1. 「

法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員
----------------------------------

」については、不要のものを消すこと。
2. 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。
3. 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

※「株主等」については、「賞罰」の欄への記載は不要なので注意すること。

別記様式第4号 (第3条関係)

## 浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇〇)		
	〇〇市〇〇町	番地	※住民票の住所であること 電話番号 (052) - 333-4567
フリガナ氏名	フリガナ 〇〇〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
営業所名	本 社	最終学歴	〇〇大学〇〇学部卒業
職 名	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">氏 名    〇 〇 〇 〇</p>			

備 考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。





裏 面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ名	所在地 郵便番号 (    -    ) 電話番号 (    ) -	フリガナ氏名	免状の交付番号
ホテン 本店	<p>※複数の営業所があれば全て記入し、営業所と浄化槽設備士を対応させてください。</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 <b>052-123-4567</b></p>	〇〇 〇〇	<b>第85.....号</b>
〇〇エイキョウショ 〇〇営業所	<p>△△市△△町△△番地 〒△△△-△△△△ <b>0532-45-6789</b></p>	△△ △△ ※フリガナを付してください。	<p><b>第85.....号</b> ↑ 浄化槽設備士免状の番号 (免状の右上に記載)</p>
他の都道府県知事への届出状況			
届 出 番 号 知事 (届 ) 第 号		届 出 番 号 知事 (届 ) 第 号	
<b>岐阜県知事 (届-〇) 第〇〇〇〇号</b>			
<p>※他の都道府県知事において、既に届出をしているものだけでなく、届出しようとしている都道府県があれば、この場合は、都道府県名のみを記入してください。</p>			

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第33条第4項及び法附則第4条に該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

別記様式第4号（第3条関係）

## 浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町 番地 ※住民票の住所を記入します。 電話番号（052）-333-4567		
フリガナ氏名	フリガナ 〇〇〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
営業所名	本社	最終学歴	〇〇大学〇〇学部卒業
職名	取締役		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
氏名 〇〇〇〇			

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。



